

事務連絡  
令和4年6月15日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
高齢者支援課

介護サービス情報公表システムに係る更改作業時の機能制限、処分・指導に関する情報の公表項目の修正及び情報公表制度に係る調査票について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護サービス情報公表システムでは、令和4年度（2022年度）のシステムリリースに係る更改作業を下記の日程で行います。当該作業期間中は、同システムのうち、公表情報の検索機能を除く、報告、管理、生活関連情報の登録等機能全般について、一定期間利用を停止して、作業を行います。

つきましては、管内の介護事業所等、同システムの利用者に対して周知していただくよう、お願いします。また、都道府県におかれては、管内市区町村に情報提供いただき、同システムの利用者に確実に情報が届くよう、ご配慮の程よろしくお願いします。

## 記

### 1. 利用停止の期間

令和4年6月24日(金) 18:00 ～ 令和4年6月27日(月) 12:00

### 2. 停止する機能及び対象利用者

サブシステム	想定利用者
報告サブシステム	● 介護サービス情報公表制度による報告の対象となっている介護事業所
管理サブシステム 審査・受理サブシステム	● 都道府県・政令市 介護サービス情報公表制度所管部局
生活関連情報管理サブシステム	● 市区町村 地域包括支援センター等所管部局、認知症施策所管部局、通いの場等所管部局 ● 都道府県・政令市・中核市 有料老人ホーム所管部局

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県 介護施設等における災害時情報共有システム 担当部局</li> <li>● 地域包括支援センター</li> <li>● 生活支援コーディネーター</li> </ul>
公表サブシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般国民</li> </ul>
スマートフォンアプリ 「介護事業所ナビ」	

### 3. 切替え作業の流れ

6月中旬                                    トップ画面でシステム停止に関するお知らせを掲示  
6月24日 18:00                            介護サービス情報公表システムの更改作業  
～  
6月27日 12:00  
6月27日 12:00以降                      システムの全機能を再開

### 4. 災害発生などによる緊急時の対応について（災害時情報共有システムの取扱い）

利用停止期間中に大規模な災害などが発生した場合は、メンテナンス画面の解除を行い、システム上での災害情報の登録、報告依頼、報告の各機能を再開します。  
（災害の規模により、メンテナンス画面の解除は行わず、メールによる被災状況報告を依頼する場合もあり得ます。）

### 5. 情報公表制度に係る調査票について

『介護サービス情報の公表制度』の施行について」（令和3年9月9日老認発 0909 第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び調査票について、今年度の改正事項はございません。令和4年度における報告・公表事項につきましては、昨年度の通知及び調査票（別添）をご参照ください。

また、本年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において既にお伝えしたところですが、昨年度の「行政事業レビュー（公開プロセス）（令和3年6月4日）では外部有識者より正確な情報公表が必要である旨、指摘されています。しかしながら、公表されているデータについて、最終公表日から相当期間経過した状態で公表されているデータが相当数あり、自治体により更新頻度に大きな差が生じていることが確認されており、廃止された事業所や公表対象外となった事業所については削除・非公表の処理をするなどの対応を行うとともに、事業所が確実に今年度の様式をもって報告を行うよう強く促す等、適切な情報の公表に努めていただくようお願いいたします。

なお、調査事務等の実績やデータの公表年度の状況については、今後実施する介護保険事業費補助金（介護サービス情報の公表制度支援事業）の内示額を調整する際に考慮

することといたします。介護サービス情報の正確性の確保について、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考) 令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (令和4年3月)  
認知症施策・地域介護推進課資料 P. 24～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908747.pdf>

## 6. 処分・指導に関する情報の公表項目の修正について

令和3年度のシステムリリースにおいて、処分・指導に関する情報を公表項目に追加いたしました。当該公表項目は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指導のうち勧告については、法第76条の2第2項において当該勧告に従わなかった場合に公表することができるとされております。

各都道府県等における従来の方法による公示等に加え、当該システムの積極的な活用を依頼したため、当該公表項目が削除されている場合には、令和4年度（2022年度）のシステムリリース時に再度追加いたしますので、予めご承知いただくとともに、ご活用をお願いいたします。

### 【担当】

厚生労働省老健局

#### 【介護サービス情報公表システムについて】

認知症施策・地域介護推進課 岸、引間、門田

TEL : 03-5253-1111 (内線 3982)

#### 【災害時情報共有システムについて】

高齢者支援課 小畑

TEL : 03-5253-1111 (内線 3928)